

公共施設(集会場) 設置事業補助制度

平成 23 年度 募集要項



国分寺市 市民生活部 協働コミュニティ課

平成 23 年度

〈目次〉

■ 目的.....	1
■ 補助対象経費.....	1
■ 交付対象団体.....	1
■ 募集から交付までの流れ.....	2
■ 申請方法.....	3

■ 目的

この制度は、市内の自治会・町内会等の団体が設置する集会施設に対して、その経費の一部を補助することで、市民の公共福祉の増進に寄与することを目的とします。東京都が建設した集会施設(都営住宅の集会施設)についても、補助対象となります。

■ 補助対象経費

建築費 (※新設に限る)	建築費の100分の50以内とし、3,000,000円を限度とする。
備品費 (※会議用椅子、会議用机、 冷暖房機器に限る)	購入費の合計額の3分の2以内とし、300,000円を限度とする。(ただし、1団体につき年1回とする。)
修繕費	修繕に係る経費の3分の2以内とし、100,000円を限度とする。(ただし、1団体につき年1回とする。)

(補助申請の制限)

この補助制度を利用し、補助金の交付を受けた団体は、交付の決定のあった日から起算して、下記の年数を経過しなければ、新たな補助申請をすることができません。

補助を受けて建築した建物の建替え費	20年以上
補助を受けて購入した備品の買替え費	10年以上
補助を受けて修繕した箇所の修繕費	10年以上

補助額は、当該年度の予算の範囲内とします。

* 補助額は、当該年度の予算の範囲内とし、複数の自治会等が申請され、その合計額が予算額を超える場合は、市の基準に基づき決定します。

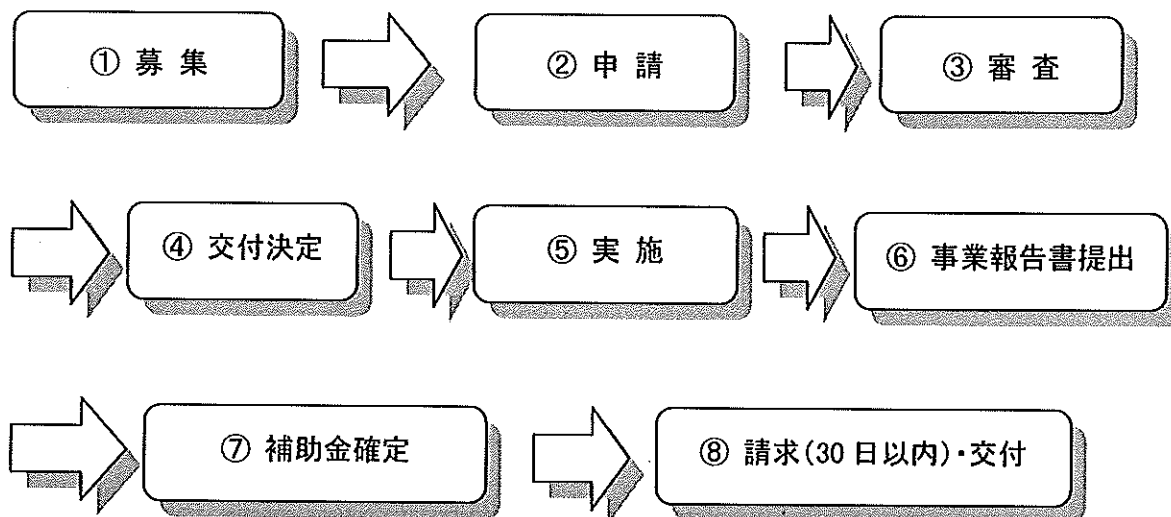
■ 交付対象団体

交付対象団体は、以下の要件を全て満たしている団体です。

- (1) 一定の地域の住民が地域活動を行うために会員となり、自主的かつ民主的に運営されている団体であること。
- (2) 地域の親睦を図り、地域の課題を解決するために組織された団体であること。
- (3) 宗教の教義の布教等を主たる目的とする団体でないこと。
- (4) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体でないこと。

- (5) 特定の公職(公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第3条(公職の定義)に規定する公職をいう。)の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと。
- (6) 定款、規約又は会則を有すること。
- (7) 収支予算書等を有すること。

■ 募集から交付までの流れ



① 募 集 (12 月)

- ・ 市報「12月1日号」により募集。

② 申 請 (12 月 1 日 ~ 12 月 15 日)

- ・ 必要書類の提出。

③ 審 査 (12 ・ 1 月)

- ・ 申請内容の確認を行います。

④ 交 付 決 定

- ・ 審査終了後、交付決定通知書を郵送します。

⑤ 実 施

- ・ 交付決定通知書が届いたら、事業に着手してください。

⑥ 事 業 報 告 書 提 出

- ・ 事業完了後、30日以内に協働コミュニティ課に事業報告書等を提出してください。

⑦ 補 助 金 確 定

- ・ 補助金を確定し、補助金確定通知書を郵送します。

⑧ 請 求 書 提 出 及 び 交 付

- ・ 申請者からの請求に基づき、補助金を交付します。
- ・ 申請団体の口座に補助金を振り込みます。
- ・ 振込に際しては、請求日より1ヶ月程度の時間をいただいております。

■ 申請方法

提出書類	チェック欄
1. 公共施設設置事業補助金交付申請書	<input type="checkbox"/>
2. 事業計画書	<input type="checkbox"/>
3. 見積書・パンフレット等	<input type="checkbox"/>
4. 集会所使用規則等(自治会等の会員以外の近隣住民も当該集会所を 使用できるものであること。)	<input type="checkbox"/>
5. その他市長が必要と認める書類	
ア 団体の概要説明書(定款・規約又は会則等)	<input type="checkbox"/>
イ 団体の収支予算書又は収支決算書	<input type="checkbox"/>

申請書等の様式は、「市ホームページ」からダウンロードもできます。

※ 国分寺市ホームページアドレス <http://www.city.kokubunji.tokyo.jp>

・申請期間及び提出先

申請期間は、平成23年12月1日(木)～12月15日(木)。

申請書等の提出書類を、協働コミュニティ課(市役所:第3庁舎1階)まで持参してください。

※ 土曜日・日曜日を除く

【問い合わせ先】

市民生活部 協働コミュニティ課

担当：遠藤、奥山

〒185-8501 国分寺市戸倉1-6-1

TEL:042-325-0111(内362)

E-mail: community@city.kokubunji.tokyo.jp

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

国分寺市長 殿

申請者 住 所

団 体 名

代表者名

印

電話番号

公共施設設置事業補助金交付申請書

公共施設設置事業について、補助金を交付されたく、事業計画書を添えて
申請します。

様式第2号 (第4条関係)

事業計画書

1 事業を必要とする理由

2 事業計画の概要

3 事業費

品目	数量	単価	金額	摘要

4 事業費財源

補助金

計

円

円

円

円

5 計画書 (添付)